

## Q&A

**Q** ISSN付与要件を満たす出版物を刊行・納本すると、自動的にISSNが付与されるのですか？

**A** ISSN日本センターでは、発行者の申請に基づいてISSNを付与しています。ISSNの取得をご希望の場合は、ISSNの登録申請を行ってください。手続きの詳細と、ISSN登録申請用のウェブフォーム、申請書書式は、下記のURLでご案内しています。  
[www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html](http://www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html)

**Q** ISBNとはどう違うのですか？

**A** ISBN(国際標準図書番号)は図書を識別するための番号です。ISBNは一般社団法人日本出版インフラセンター日本図書コード管理センターによって管理されています。

**Q** 申請・登録には料金がかかりますか？

**A** ISSN日本センターへの申請・登録は無料です。

**Q** ISSNを登録すると、学術誌として認定されますか？またタイトルの独占使用はできますか？

**A** ISSNは学術誌の認定や、権利付与(タイトルの独占使用、著作権等)とは無関係です。

**Q** 申請からISSNの通知(事前通知書の送付)まで、どのくらいかかりますか？

**A** 申請の受理後、約1週間でご案内させていただきます。

**Q** 通知されたISSNの末尾が「X」となっていますが、間違いでしょうか？

**A** 間違いではありません。末尾はチェック用の数字(チェックデジット)です。ここには1~9の数字、またはX(ローマ数字で10)が入ります。

**Q** デザインの都合上、表紙右上にISSNを表示できません。どうしたらよいですか？

**A** 表紙右上の表示が難しいときは、表紙の別の場所や、裏表紙など分かりやすい場所に表示してください。

**Q** タイトルを変更しても、内容を引き継いでいるときは同じISSNを使用してもよいですか？

**A** ISSNはタイトルごとに与えられる番号のため、タイトルが変更になったときは原則として新しい番号の登録申請をお願いしています。ただし、軽微な変更であれば、同じ番号を使用できる場合があります。詳しくはISSN日本センターにお問い合わせください。

**Q** 冊子体で刊行していたものをオンラインジャーナルでの刊行に変更します。同じISSNを引き続き使用できますか？

**A** ISSNは媒体ごとに異なりますので、媒体が変更になったときはタイトルが同じでも別のISSNになります。オンラインジャーナルのISSNの取得をご希望の場合は、別途ISSNの登録申請を行ってください。

**Q** オンラインジャーナルのISSN登録後に、ウェブサイトの状況が変わりました。手続きが必要ですか？

**A** オンラインジャーナルの状況(タイトル、出版地、発行者、掲載範囲(初号)、URL等)に変更があった場合には、ISSN日本センターに変更内容をお知らせください。ISSN登録情報の訂正を行います。

# ISSN International Standard Serial Number

## 国際標準逐次刊行物番号のご案内

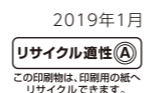


### ISSNとは？

ISSN(International Standard Serial Number: 国際標準逐次刊行物番号)とは、逐次刊行物(雑誌・新聞など)を識別するための国際的な標準番号です。ISO規格(ISO 3297)とその対応規格である日本工業規格(JIS X 0306)により定められています。ISSNは逐次刊行物のタイトルごとに固有の番号が付与されます。同じタイトルでも、冊子体、CD-ROM、オンラインジャーナル等、媒体が異なる場合は、それぞれ別のISSNが付与されます。同一内容の逐次刊行物が異なる媒体で刊行され、異なるISSNをもつ場合、ISSN-Lという共通番号が付与されます。ISSN-Lは、同一内容の逐次刊行物がもつISSNのうち、いずれか一つと同じ番号になります。



問合せ先  
ISSN日本センター  
(国立国会図書館 収集書誌部 逐次刊行物・特別資料課 整理係)  
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1  
e-mail: [issnjpn@ndl.go.jp](mailto:issnjpn@ndl.go.jp)  
TEL: 03-3506-3355 (直通) FAX: 03-3581-1330



## ISSNの利点は?

ISSNは逐次刊行物(雑誌・新聞など)のタイトルおよび媒体と一対一で結びついています。

ISSNがあると、タイトル、媒体、発行国、発行者、言語、内容等にかかわらず、逐次刊行物の同定、識別が容易になります。

主要な図書館の蔵書目録データベースや一部の電子ジャーナルのデータベースでは、ISSNによる検索が可能です。

ISSNの登録とは、わが国の逐次刊行物を国際登録することですので、国際的な普及の機会が得られるという利点もあります。

## ISSN付与の対象となる出版物は?

ISSN付与の対象は逐次刊行物(雑誌・新聞など)です。具体的には、次の条件を満たす出版物です。

- 毎号同じタイトルで発行される
- 巻号や年月次をもつ
- 終わりを定めずに継続刊行される  
(継続刊行されるものでも、全○巻と終期が予定されている場合は対象となりません)

このなかには、雑誌、新聞、紀要などの冊子体や、CD-ROM、DVD-ROMなどのパッケージ系電子出版物だけでなく、オンラインジャーナルなどのオンライン出版物も含まれます。

また、データベースなどの継続更新資料もISSN付与の対象となります。

ISSN日本センターでは、逐次刊行物のISSN付与の条件として次のことを求めています。

### 冊子体やパッケージ系電子出版物など 有体の出版物の場合

- 国立国会図書館へ納本すること

### オンラインジャーナルの場合

- 各号に分冊して刊行されること
- サイト内に日本国内の出版地表示があること
- オンラインジャーナルを掲載するウェブページにタイトルとISSNを表示すること

※その他の詳細な要件については、ISSN日本センターにお問い合わせください。

## ISSNの表示例

### 冊子体の場合

原則として表紙右上に印刷表示します。



### オンラインジャーナルの場合

ウェブページにタイトルとセットで表示します。



## ISSNの登録申請方法

ISSNは発行者の申請に基づいて付与しています<sup>(※)1</sup>。

申請から付与(仮登録)、正式登録までの流れは次のとおりです。国立国会図書館ホームページのISSN日本センターのページ(www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html)に、手続きの詳細についてのご案内と、ISSN登録申請用のウェブフォーム、申請書書式を掲載しています。



(※)1…ISSNの取得は任意です。

(※)2…出版物の発行者、または編集・製作・印刷業務等の関係者。ISSN国際センターのマニュアルとは申請者の範囲が異なります。

(※)3…既刊で未納本の場合、原則として申請と同時にバックナンバーもお送りいただきます。

## ISSN日本センターとISSNネットワーク

国立国会図書館は、1976年からISSN日本センター(当時の名称はISDS日本センター)として活動を開始しました。

ISSN日本センターでは発行者の申請に基づき、国内で刊行される逐次刊行物へのISSN付与および登録を行っています。これまでに国内で付与されたISSNは約44,500件(うち約3,400件はオンライン出版物)にのぼります。(2018年12月現在)

ISSN日本センターが管轄するISSNは、国立国会図書館の書誌データで確認できます。検索・利用の方法は、国立国会図書館ホームページのISSN日本センターのページでご案内しています。

(www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html)

ISSNは、ISSN国際センター(フランス・パリ)と各国のナショナルセンターで構成されるISSNネットワークにより、国際的に維持・管理されています。

ISSN国際センターでは、世界で登録されたISSNの書誌データをISSN International Register (ISSN公式登録データベース)に登録し、ウェブ上でISSN Portal (portal.issn.org/)として提供しています。ISSN Portalは2018年1月から一般公開され、国際標準番号として正式登録済みのISSNデータ全件(200万件以上)について、主要な項目を、無料で検索・利用できるようになりました。

※日本のISSNデータはローマ字で表示されていますので、漢字および仮名での検索はできません。